

(訂正内容 (P.108～P.109))

※訂正箇所は朱筆しています。

[第2問]

甲市における公共工事の指名競争入札において、建設業者であるA社、B社およびC社が入札の指名を受け、A社は、B社との間で相互に連絡を取り合って入札に参加した。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、B社との間で、指名競争入札に関して、最低入札価格を決定した。この場合において、A社が当該最低入札価格で甲市の公共工事を受注したことにより、公共の利益に反して、甲市での公共工事の指名競争入札における競争が実質的に制限されたときは、A社およびB社の行為は、不当な取引制限に該当し独占禁止法に違反する。
- ② 指名競争入札に関して行われたA社とB社の行為が不当な取引制限に該当し、公正取引委員会がこれについて排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定した。この場合、独占禁止法上、A社およびB社は、その行為により甲市が被った損害を賠償する責任を負い、故意または過失がなかったことを証明しても、甲市に対する損害賠償責任を免れることはできない。
- ③ 指名競争入札に関して行われたA社とB社の行為が不当な取引制限に該当し独占禁止法に違反する場合において、A社は、公正取引委員会による調査が開始される前に、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、B社より先に、公正取引委員会に当該違反行為にかかる事実の報告および資料の提出を行った。また、A社は、公正取引委員会の調査開始日以後において、当該違反行為をしていない。この場合、A社は、課徴金の全額を免除される。
- ④ 指名競争入札におけるA社およびB社の入札談合により、甲市に損害が生じた。この場合において、甲市の職員Fが入札談合に関与していた場合、職員Fに故意または重大な過失がなくても、甲市の市長は、職員Fに対し、損害賠償を請求しなければならない。

## 第2問

[正解]④

(公式テキスト P. 160～P. 175)

[解説]

①は適切である。A社は、B社との間で、最低入札価格を決定し、A社が当該最低入札価格で甲市の公共工事を受注したのであるから、公共の利益に反して、甲市での公共工事の指名競争入札における競争が実質的に制限されたときは、A社およびB社の行為は、**不当な取引制限に該当し独占禁止法に違反する**。

②は適切である。公正取引委員会がA社とB社の行為について排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定した場合、独占禁止法上、A社およびB社は、**故意・過失がなかったことを証明しても、甲市に対する損害賠償責任を免れることはできない**（独占禁止法 25 条・26 条）。

③は適切である。独占禁止法においては、公正取引委員会の審査（調査）に協力して情報を提供した事業者に対する**課徴金減免制度（リニエンスー）**が設けられている（独占禁止法 7 条の 4～7 条の 6・8 条の 3）。本肢では、A社は調査開始前に 1 番目に申告をしているので、課徴金の全額の免除を受けることができる。

④は**最も適切でない**。「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（官製談合防止法）は、**入札談合等関与行為を行った職員が故意または重大な過失により国等に損害を与えた場合には、各省各庁の長や地方公共団体の長等は、当該職員に速やかに損害賠償を求めなければならない旨を規定している**（同法 4 条）。本肢は、「職員Fに故意または重大な過失がなくても…損害賠償を請求しなければならない」としており、適切ではない。